

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された住民監査請求に係る監査結果について、同条第5項の規定により別紙のとおり公表します。

令和3年11月25日

太宰府市監査委員 吉野 茂

太宰府市監査委員 堺 剛

第1 請求の内容

1 請求人

1名

住所・氏名

2 請求書の提出

令和3年9月16日

3 請求の要旨（原文のまま掲載。但し、個人名は非公開。）

太宰府市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、太宰府市立学校で発生したいじめの重大事態の被害児童生徒の保護者代理人弁護士の申し入れに応じて（「事実証明書1」1頁）、令和2年7月31日に委員5名からなる太宰府市第三者調査委員会（以下、「調査委員会」という。）（「事実証明書2」4頁）を設置した。調査委員会は、令和2年7月31日から令和3年2月27日の間に7回開催（「事実証明書2」15頁、16頁）し、令和3年2月27日教育委員会に対して報告書（事実証明書2）を提出した。

教育委員会は、調査委員会委員（以下、「委員」という。）に支払う謝礼について「第三者調査委員会委員の謝礼について（伺い）」（事実証明書1）で、「委員の謝礼につきましては、報告書や資料の作成、被害者対応等も含めた金額」（「事実証明書1」2頁）で、委員の謝礼額を決定するとし、具体的には、「第三者調査委員会委員の謝礼」（「事実証明書1」3頁）で、弁護士40,000円、大学教授30,000円、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー20,000円とした。これに費用弁償2,200円を加え謝礼額を設定している。

しかし、決裁文書には、謝礼額積算の根拠が何も示されておらず、極めて杜撰に高額な謝礼額が決定されている。

調査委員会と聞き取り調査は、謝礼額決定の決裁（事実証明書1）で想定した調査委員会3回、聞き取り調査1回を大きく上回り、最終的に調査委員会7回、聞き取り調査2回を実施した。当初予定しなかった第4回以降の調査委員会及び第2回聞き取り調査にも、教育委員会は、杜撰に決定された高額な謝礼額を支払い続け、最終的には、A（弁護士）委員388,600円、B（大学教授）委員298,600円、C（スクールソーシャルワーカー）委員及びD（スクールカウンセラー）委員197,600円、E（スクールカウンセラー）委員175,400円、総額1,257,800円という、太宰府市の類似の委員会では到底考えられない異常としか言いようがない高額な謝礼を太宰府市は委員に支払った（事実証明書3）。

調査委員会は、年度中途に設置されたものであるため当初予算はゼロであった。本来ならば補正予算を議会にあげ議会での審議を経て予算を確保すべきであるが、教育委員会は、予備費充当を行い議会のチェックを受けることもなく、委員会3回、聞き取り調査1回、報告書の作成などの費用として、令和2年7月16日予備費から595,000円を充当した（事実証明書4）。さらに、調査委員会の開催が大幅に増え予算が不足することが判明した時点で、今回も補正予算ではなく議会のチェックを受けない予算流用で令和2年9月10日に829,000円の予算を確保している（事実証明書5）。この予算流用を行う時点で、第1回から第3回の委員会及び第1回聞き取り調査の謝礼には、

報告書や資料の作成、被害者対応等に対する謝礼も含まれているため、通常の大宰府市の附属機関の会議等出席時に支払われる報酬や謝礼に比べて極めて高い金額が設定されていることは、当然分かっていたにもかかわらず見直しを行っていない。

謝礼金額を決めるとき、調査委員会出席謝礼、聞き取り調査謝礼、被害者対応謝礼及び報告書作成謝礼を分けて謝礼額を決めておけば、調査委員会の回数が増えても高額な謝礼を支払うという問題は発生しなかったのに、教育委員会のあまりにも杜撰な事務処理がこのような問題を引き起こした。

委員に支払うべき妥当な謝礼額を試算する。大宰府市の附属機関委員に対する報酬については、多くの附属機関では職種、役職に関係なく日額 5,500 円が支払われている。令和元年度に開催された大宰府市総合戦略推進委員会最高顧問である国立大学名誉教授 F 氏に対して支払われた報酬も日額 5,500 円であった(事実証明書 6)。また、費用弁償は、大宰府市特別職の職員の給与等に関する条例で日額 2,200 円(市内居住者は 1,600 円)となっている(事実証明書 7)。調査委員会出席謝礼、聞き取り調査謝礼、被害者対応謝礼は、費用弁償を含めて日額 7,700 円とするのが妥当と考えられる。また、報告書作成謝礼は、報告書の字数に応じて支払うのが一般的である。これらに基づき委員に支払うべき謝礼を試算すると、調査委員会、聞き取り調査及び被害者対応に対する謝礼が 440,000 円、報告書作成の原稿料が 167,200 円、合わせて 607,200 円となる(事実証明書 8)。教育委員会が委員に対して支払った謝礼の総額は 1,257,800 円であるので、試算と比較すると 650,600 円が過剰に支払われていることになる。

学校教育課長は、事実証明書 1 の決裁文書の起案者である。謝礼額決定にあたり、謝礼に関する様々な他都市事例等を参考に、調査委員会出席謝礼、聞き取り調査謝礼、被害者対応謝礼及び報告書作成謝礼に分けて謝礼額を決めておけば、調査委員会の回数が増えても高額な謝礼を支払うという事態は避けられた。何ら謝礼単価の積算根拠を示さずに杜撰な謝礼設定を行った学校教育課長の過失は極めて重い。また、決裁権者である教育長の責任も避けられない。さらに、予算を流用する時点で、委員謝礼を見直す機会があったにも関わらず、第 4 回以降の調査委員会で委員謝礼を減額することなく高額な委員謝礼を払い続けた学校教育課長の過失は大きい。この時点で、委員謝礼を見直しておけば、これだけの過剰な謝礼の支払いは防げたはずである。学校教育課長が、故意に高額な委員謝礼を支払い続けたかは不明であるが、故意ではないにしても学校教育課長に重大な過失があったことは明白である。

以上から、監査委員に置かれては、教育長及び学校教育課長に対して大宰府市に損害を与えた 650,600 円を大宰府市に弁償するように指導されたい。

4 請求人の提出証拠(事実証明書)

- 事実証明書 1 令和 3 年 8 月 24 日付け情報一部公開決定通知書
- 事実証明書 2 令和 3 年 2 月 27 日付け大宰府市第三者調査委員会報告書
- 事実証明書 3 第 3 者委員会謝礼支払総括表
- 事実証明書 4 予備費充用要求書(起票日:令和 2 年 7 月 16 日)
- 事実証明書 5 予算流用要求書(節間流用)(起票日:令和 2 年 9 月 10 日)
- 事実証明書 6 令和 2 年 7 月 28 日付け情報公開決定通知書

事実証明書 7 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例（写）

事実証明書 8 第三者調査委員会謝礼支払試算

5 請求書の受理

本件請求書は、令和 3 年 9 月 16 日に提出され、地方自治法（以下、「法」という。）第 242 条第 1 項に基づく要件審査を実施した結果、記載された内容が次の要件を具備していたため、令和 3 年 9 月 27 日付で受理することとした。

(1) 形式的要件

- ・ 監査請求書に所定の事項が記載され、請求人自ら署名した書面によってなされたものであること
- ・ 監査請求が、事実証明書を添付してなされたものであること

(2) 実質的要件

- ・ 請求人が太宰府市の住民であること
- ・ 監査請求の対象とした行為者が太宰府市の財務会計機関であること
- ・ 監査請求の対象とした行為が違法又は不当な公金の支出であること
- ・ 監査請求の対象とした違法又は不当な公金の支出によって太宰府市に損害発生の可能性があること
- ・ 監査請求において具体的な違法又は不当な公金の支出を是正するために必要な措置を掲げていること
- ・ 監査請求が、公金の支出があった日（令和 2 年 9 月 30 日）から 1 年を経過するまでになされたものであること

6 請求人による資料の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人から新たな証拠の提出及び陳述を令和 3 年 10 月 7 日に行った。

陳述は、概ね第 1 の 3 の請求の要旨のとおりであるが、請求人から新たな資料が提出され、その内容に関する陳述の概要は以下のとおりであった。

(1) 新たな資料の提出

「事実証明書を補強する資料」

- ・ いじめ防止対策推進法（抜粋）及び文部科学省ホームページの写
- ・ 令和 3 年 6 月 24 日付け情報一部公開決定通知書
（いじめ防止対策法第 30 条に基づく重大事態発生報告書）
- ・ 委員謝礼比較表（事実証明書 4 及び事実証明書 1 の 3 頁の表）
- ・ 2021 年 9 月 21 日の太宰府市ホームページのお問合せについて（回答）の写
- ・ 令和 3 年 9 月 10 日付け情報非公開決定通知書
（太宰府市情報公開条例第 10 条第 2 号及び第 5 号該当）
- ・ 令和 3 年 9 月 10 日付け情報非公開決定通知者
（公開請求に係る情報が不存在）
- ・ 福岡市教育委員会ホームページの写
（スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー募集案内）

(2) 陳述の要旨

教育委員会の調査委員会に対する報酬が、あまりにも杜撰に高額である。

太宰府市の他の附属機関等の報酬の状況に比べても高額である。

また、積算に伴う決裁等の手続きに瑕疵があり、他の附属機関の報酬に基づく積算額を超える分について、返還指導をお願いするものである。

いじめ防止対策推進法第 30 条に基づき学校から報告されたいじめの重大事態がこれまで 5 件発生し、今回の対象事案はこの内の 1 件である。

太宰府市のホームページの問い合わせフォームから調査委員会が設置された経緯について質問し、これに対する回答は、いじめ被害者の保護者から依頼をうけた代理人弁護士からの申し出に基づき調査委員会を設置したとのことであった。

また、同様にホームページの問い合わせにより、調査委員会委員に対する謝礼額は、「一般的な各職業の給与、報酬、謝礼等の水準及び打合せや報告書作成等の事務作業時間等を総合的に勘案し判断しました。」との回答をもらっているが、この回答や決裁においても具体的な金額の根拠を示しているものがない。

令和 2 年 7 月 16 日の予備費充当（充用）に係る市長決裁においては、大学教授が 1 時間 10,000 円、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）及びスクールカウンセラー（以下、「SC」という。）が 5,000 円、弁護士が 20,000 円と時間単価で積算し、595,000 円を充当（充用）しているが、この決裁においても時間単価の根拠を示していない。会議回数を 3 回、聞き取り調査を 2 回で積算している。

令和 2 年 7 月 21 日に改めて単価の決裁を行っているが、すでに決裁を受けていた時間単価ではなく、報告書作成や資料作成等も含めて単価を見直した形となっている。予備費充当（充用）の決裁の日から 5 日間で金額が変わってきている。この決裁においても積算根拠もなく謝礼額を決定している。

問題は、当初の予算不足が見込まれる時点で（積算方法を）一度見直しを行わなかったことである。

太宰府市の類似の委員会（附属機関等）の委員に比しても、調査委員会の謝礼額は均衡を逸している。

また、本来補正予算で予算を確保するべきであるが、予備費充当（充用）を行っている。予備費充当（充用）額で不足するため予算流用を行っている。議会提案せずに 829,000 円を増額している。

令和 2 年 7 月 21 日の単価設定に係る起案には報告書作成や被害者対応の謝礼額は時間が分からないから報酬に含めていると書いているが、ホームページによる問い合わせの回答には「時間等を総合的に勘案し」となっており、決裁事項とホームページの回答が完全に矛盾している。

謝礼額を決めるときに調査委員会出席謝礼、聞き取り調査謝礼、被害者対応謝礼及び報告書作成謝礼を分けて決めておけば、回数が増えてもこのような高額な謝礼額を払うことはなかった。

附属機関の委員であれば、職種に関係なく 1 回あたり 5,500 円である。それに費用弁償 2,200 円（市内在住者 1,600 円）で、合計 7,700 円である。謝礼額は、それぞれ 7,700 円払っておけば充分である。報告書作成の謝礼額は 1 ページ何文字で換算され

るものが多いので、これに基づいて積算すればよい。

学校教育課長が謝礼額算出の起案者である。担当課としてももう少し他都市の事例などをよく調べて、謝礼を分けて設定しておればこのような高額なものは避けられたはずである。その決裁権者である教育長にもその責任は当然ある。

もう一つの問題は、予算流用の時点で委員謝礼を見直す機会があったにもかかわらず、見直さなかった。それが故意、不作為を問わず重大な過失があるので、監査委員においては教育長及び学校教育課長に職員措置請求書記載の 650,600 円を弁償するよう指導されたい。

調査委員会の会議開催見込み数は、もっと早い段階で分かっていたはずである。したがって、予算流用を行わず市議会へ9月補正予算の提案ができていたはずである。

令和3年9月10日付けの情報非公開通知書についてであるが、事実証明書1の起案文書に調査開始決定をしたという事であったので、決定に係る起案文書が存在するかどうかを問うものであった。しかし、そのような起案文書は存在しないということである。この調査委員会は調査開始決定に係る決裁が無い状況で開始されたものであった。

措置請求と関係ないが、いじめの重大事案はこれまで5件あったが、今回の事案は市や教育委員会の判断ではなく、弁護士の申し出があったから調査委員会を立ち上げたのではないか。いじめを少しでも防止するためにも他の4件も調査委員会を立ち上げるべきで、ちゃんとした調査を行って対処すればよいと思う。

第2 監査の実施

太宰府市監査基準(令和2年監委告示第1号)に基づき次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態に対処するため学校の設置者である教育委員会の下に設置された調査委員会委員の調査活動等に対する謝礼の支払い
- (2) 謝礼額の積算根拠及び予算(報償費)確保の方法

2 監査対象部局

教育部学校教育課
総務部経営企画課

3 監査の着眼点

措置請求書記載事項及び陳述内容を勘案し、監査の着眼点を次のとおりとした。

- (1) 調査委員会委員の調査活動等に対する謝礼額が不当に高額であるか。また、謝礼額の積算方法や予算確保等に重大な過失はあるか。
- (2) 調査委員会委員に対する謝礼金が請求前1年以内に9回支出されたが、謝礼金(報償費)としての公金の支出が太宰府市に損害を被らせた事実があるか。

4 監査の主な内容

(1) 監査対象部局の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき監査対象部局の関係職員から請求人の主張及び趣旨に対する関係書類の提出を求め、令和 3 年 10 月 15 日に事情聴取を行った。

(2) 実施場所

太宰府市監査委員事務局

第 3 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 事実関係の確認

監査対象部局の監査及び事情聴取を行った結果、次の事項を確認した。

- ① 太宰府市のいじめ防止基本方針の第 5 章の 1 の注 4 において、被害児童生徒や保護者からの申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたらなければならないと規定していることから、被害児童生徒・保護者の代理人弁護士からの申し立てに基づく調査委員会については必ず設けなければならないものであった。
- ② いじめの重大事態に係る調査については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、被害児童生徒・保護者の意向に沿った調査を進めなければならないこととなっており、今回の事案についても調査委員会の設置に至るまでの間、保護者との慎重な協議を重ねてきたということであった。この協議を行う中で保護者より調査委員会の設置を要望されたことから、委員会の設置と調査を開始することとした。なお、「当該事案（調査委員会）の調査を実施すること」を決定した文書が、請求人が行った情報公開請求において不存在とされているが、保護者からの調査要望に対する回答に係る起案の中で、調査委員会設置の決定及び調査開始について、令和 2 年 7 月 10 日付けで決裁がなされていた。
- ③ 調査委員会の委員については、学校や市と利害関係のない公正・中立の者でなければならないため、人選にあたっては、SSW及びSCについては県の関係団体に依頼し、弁護士については市の顧問弁護士から「中立」という条件を付けて紹介を受け、大学教授については、県の臨床心理士会から推薦してもらった。
最終的には、被害児童生徒・保護者の意向を確認したうえで、令和 2 年 7 月 17 日付けで選任決定に至った。
- ④ 調査委員会の会議運営や調査、被害者対応についても公正・中立を旨とするため、会議運営や調査活動には学校や太宰府市（教育委員会）の職員の立ち合いが一切行われなかった。このことについては、事前に選出委員からの了解を得ていた。
- ⑤ 令和 2 年 7 月 16 日付けの予備費充用に係る謝礼額の時間単価の根拠については、大学教授の謝礼額を太宰府市の当初予算編成時の謝礼額算定基準（1 時間当たり

10,000円)、SSWの謝礼額を福岡県スクールカウンセラー等活用事業実施要領(福岡県教育委員会)に基づく時間手当(1時間当たり5,000円)、SCの謝礼額を太宰府市スクールカウンセラー派遣事業実施要領に基づく時間当たりの謝金(1時間当たり5,000円)、弁護士の謝礼額を日本弁護士連合会で策定された「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会等推薦依頼ガイドライン」を踏まえた日本司法支援センター(法テラス)の法律相談援助費用等支出基準(1時間当たり11,000円、出張手当額として往復90分以下の5,500円)や法人向け法律相談料(30分毎に11,000円)と、それぞれの基準等を参考としたものである。

また、旅費は、太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例に基づく費用弁償相当額の2,200円としている。

- ⑥ 令和2年7月21日付けの単価設定(変更)の根拠については、⑤の時間単価を基準とした場合、調査委員会設置後の会議の時間数の不透明さ、被害者等への対応、報告書の作成に係る所要時間が多岐にわたる膨大な業務量を考慮すると多額の謝礼額となることから、この時間単価による謝礼額の算出方法を改め、会議や関係者聞き取り等1回あたりの謝礼額(定額)に変更を行ったものである。

なお、会議1回あたりの謝礼額については、⑤の各基準を参考に上限額を設けることとし、また各委員の作業量を考慮して弁護士30,000円、大学教授、SSW及びSCについては20,000円、これに費用弁償相当額2,200円を加え算出している。更に、正副委員長である弁護士及び大学教授が被害者対応にあたるものとして(この対応に概ね1時間と想定)試算し、10,000円を加え算出している。その結果、会議や関係者聞き取り等1回あたりの謝礼額を、弁護士が42,200円、大学教授が32,200円、SSW及びSCが22,200円となり、これに基づき支出されていた。

なお、令和3年3月5日の被害者に対する報告書説明では、全委員に費用弁償相当額の2,200円が支払われている。

- ⑦ 調査委員会の設置から報告書提出まで、7回の会議に合計約23時間半、関係者への聞き取り調査に約7時間、被害者の聴取・報告に約4時間半、被害者対応(弁護士と大学教授の2人で対応)に約6時間半を要している。また、これらの会議等とは別に、弁護士においては、報告書作成(起案含む)、資料の読み込み、委員間の打合せ等に合計約90時間、その他の委員においては、会議等とは別に資料の読み込みや委員間の打合せ等に約20時間を要している。

なお、この状況は、学校や市の職員は一切立ち会われなかったことから、弁護士等に問い合わせし、確認を行ったものである。

- ⑧ ⑦の調査委員会設置から報告書提出までに要された時間数及び⑤の基準単価に基づき算出される謝礼額は、次のとおりである。

(h;時間)

委員区分 及び単価	会 議	関係者 聞き取り	被害者 聴取・ 報告	被害 者 対応	合 計	謝礼額	実支払額

A : 弁護士 (11,000 円/ h)	23.5 h	7.0 h	4.5 h	6.5 h	41.5 h	456,500 円	388,600 円
B : 大学教授 (10,000 円/ h)	23.5 h	7.0 h	4.5 h	6.5 h	41.5 h	415,000 円	298,600 円
C : S S W (5,000 円/ h)	23.5 h	7.0 h	4.5 h	0 h	35.0 h	175,000 円	197,600 円
D : S S W (5,000 円/ h)	23.5 h	7.0 h	4.5 h	0 h	35.0 h	175,000 円	197,600 円
E : S C (5,000 円/ h)	18.5 h	7.0 h	4.5 h	0 h	30.0 h	150,000 円	175,400 円
合 計						1,371,500 円	1,257,800 円

上記の謝礼額は、出張手当額（弁護士）、費用弁償相当額（弁護士以外のその他の委員）、報告書作成や資料の読み込み及び委員間の打合せ等の時間に相当するものを除いたものであり、各委員の負担は相当なものと同様に推測されるが委員の厚意のもとで了解されたものと思われる。

- ⑨ 当初の予算確保については、調査委員会の委員の人選に関し被害児童生徒・保護者との協議を進めていく中で、調査委員会の設置の決定が令和 2 年 7 月 10 日となったこともあり、また当事者から早期に調査を開始して欲しいとの強い意向があったため、議会に提案する事務日程に暇がなかったことから予備費充用で 595,000 円確保した。
- ⑩ 予算流用については、⑨で充用した金額が不足することが見込まれたため、令和 2 年度において新型コロナウイルス感染拡大防止のためあらゆる事業が中止となったことから、財政部局の了承のもと中止に係る事業予算から 829,000 円を流用することとした。

(2) 監査委員の判断

請求人は、本件調査委員会委員の謝礼額があまりにも杜撰な積算で、本市の他の附属機関に比して高額で均衡を逸していると主張している。

本件調査委員会は、本市の他の附属機関とは異なり、委員が学校や市（教育委員会）職員との利害関係がなく、会議運営や調査活動等にも同職員が一切介入しないという特殊な事情、並びに報告書作成等を行うものであり、本市の他の附属機関と比較する

ことは相当ではない。

本件調査委員会委員の謝礼金は報償費から支出され、前記事実関係⑤及び⑥の基準に準じて算定されている。

その実支給額は、前記事実関係の確認⑧で認定したように会議、関係者聞き取り等に要した時間数を基に算出した謝礼額と比較しても、費用弁償等、資料の読み込み、委員間の打合せに相当な作業時間を要したことを鑑みれば、不当に高額であるとはいえない。

以上のことから、この謝礼額の決定や謝礼金の支出についても、請求人が主張するような重大な過失はなく、太宰府市に損害を与えたとはいえない。

よって、本件請求には理由がないものと認め、法第 242 条第 5 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

3 意見

今回の監査請求の原因は、いじめ問題対応という種々の決裁事務や報告等に個人情報に伴うデリケートな事案ではあるが、市民からの情報公開請求やホームページの問い合わせに対する説明責任や配慮の不十分さがもたらしたものであったと思料される。

本件の予備費充用や予算流用時における謝礼額の積算根拠等については、本件監査による所管課への聞き取りにおいて判明したものであり、本来は起案手続きにおいて積算根拠等は詳細に明示すべきものであった。

なお、予算流用手続きについては、条例や規則上の過失はないものの、またコロナ禍であらゆる事業を中止しなければならないという特別な事情があったとしても、予算流用ではなく市議会への補正予算の提案、もしくは再度の予備費充用で対応すべきものであったと思料される。

本件の流用に係る事業予算は、本来、配当された事業に使用するべきものである。財政担当部局にあつては、予算執行に関する規律等を再確認されたい。